

■平成11年3月31日までに退職した方

※年金の支払いは後払いです。支払月の前月分までを年金額により次のように支払います。

[年金額9万円以上：偶数月、6万円以上9万円未満：2月・6月・10月、3万円以上6万円未満：6月・12月、3万円未満：6月]

支給開始年齢	支給開始時期	保証期間
満60歳	満60歳に達した翌月分から支給します。	<ul style="list-style-type: none">・支給開始から10年間（保証期間） （保証期間内に死亡された場合は残期間分を一時金にてご遺族にお支払いします）・保証期間終了後はご存命の限りご本人にお支払いします（終身年金）